

2024.03.23

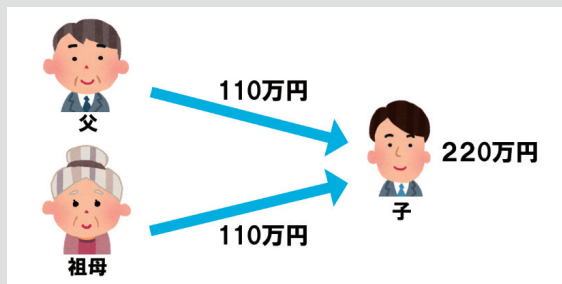
暦年贈与の具体的な算出方法

Q

お客様からのご質問

私は中小企業の経営者です。

今年から相続対策として、子供たち4人に一人当たり110万円ずつ贈与しようと思っております。ただ、子供たち4人は、私の母（子供たちにとっては祖母）から、毎年一人当たり110万円ずつ（基礎控除の範囲内）で贈与を受けています。何か問題があるでしょうか？



A

キド先生からの回答

暦年課税贈与は、1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から基礎控除額110万円を差し引いた残額（基礎控除後の課税価格）について、課税されます。結論から申しますと、子供さん各人に、次のような贈与税額の納税義務が生じます。

- 子供一人当たりの受贈額＝（祖母からの）110万円＋（社長からの）110万円＝220万円
- 子供一人当たりの贈与税額＝（220万円－基礎控除額110万円）×贈与税率10％＝11万円
- つまり、子供さんは来年より、11万円の贈与税を申告納税する必要があります。

キド先生からのコメント

贈与税率は贈与額によって異なりますが、基礎控除後200万円までは10％となっております。詳しくは顧問税理士にお聞きください。

